

トピック： ビジネスと人権 シンガポール セミナー開催報告 「ASEANにおける責任ある
ビジネス活動の実践 SDGs に貢献するサプライチェーン管理—労働者の人権を中心に—」

2017年9月26日(火)にシンガポールでアジア経済研究所・ジェトロ シンガポール共催セミナー「ASEANにおける責任あるビジネス活動の実践 SDGs に貢献するサプライチェーン管理—労働者の人権を中心に—」を開催した。本セミナーでは、責任あるビジネス活動の実践について、シンガポール及びASEAN地域の現況に照らして、企業と市民社会や労働組合のエンゲージメントの仕方を共有しながら、サプライチェーン管理のありかたについて、現地で事業展開している日本企業の方々とダイアログを行った。

本年6月に「ビジネスと人権に関する地域ワークショップ：ASEAN(各国)における国別行動計画の推進」が開催され(本NEWS LETTER第8号掲載)、「ASEAN地域におけるCSRと人権に関する戦略」の議論が進められている。日本企業がサプライチェーンを有するASEAN地域の経済成長、環境や社会全体の発展のために、企業の責任ある行動が求められている。

ワークショップの背景と目的

中川崇・ジェトロ シンガポール事務所次長は開会挨拶で、企業活動における人権の尊重と責任ある行動を求める動きは、ASEAN地域においても活発となっている。特に労働者の人権の課題は、ASEAN地域で注目されている。当地域にサプライチェーンを有する企業の皆様が、今、責任あるビジネスをどのように実施していくかについて考えることは重要であると述べた。

佐藤寛・アジア経済研究所 上席主任調査研究員は、企業の活動と公共的な利益や人権が密接な関わりを持つようになってきていると説明した。持続可能な開発目標(SDGs)は、持続的な成長を達成するためには、これまでの消費や生産の方法を根本的に変革し、人々の人権を尊重した事業運営を行わなければならないという約束であると話した。政府の許認可等に加えて、地域の人々から認められる事業運営を行うというソーシャル・ライセンスの考え方を紹介し、事業に関わる人々の権利を尊重することは、日本企業の競争力を高めるものであることを強調した。井上直美・アジア経済研究所 法・制度グループ研究員は、ビジネスと人権に関する国際的枠組みの動向を概観し、サプライチェーン管理

における透明性を担保する法規制の例として、欧州の動きを紹介し、情報を公開することの重要性について述べた。価値・理念にもとづいた日本企業の競争力を高め、市場における優位性を獲得するために重要なのは「人権が侵害されるリスクを特定し、その対処を考え手当をし、人権リスクを企業リスクにしないこと。人権リスクに対処するプロセスと結果は公開し、企業活動の透明性を高めること」であると強調した。

ASEANにおける人権リスクと課題

講演「ASEANにおけるCSR戦略、労働者の権利に関して」Ms. Melissa Chong氏
(Programme Manager, ASEAN CSR Network)

ASEAN CSR Networkは、ASEAN地域各国において、責任あるビジネス行動を主流化させるために、持続可能で包括的かつ公平な社会経済開発を支えるための、アドボカシー活動、企業研修等を行っている。民間企業やCSRに特化した組織がパートナー組織となり、日本企業では、日立社とサントリー社が参加している。

ASEAN地域各国は、ビジネス活動によって様々な人権侵害が発生していることを問題視している。責任あるビジネス行動の推進は、主流になりつつある。人権侵害の例には、インドネシアのパーム油産業によるヘイズ(煙害)、カンボジアの縫製工場の低賃金、ベトナムやミャンマーやラオスでのダム開発に伴う先住民の強制移転、シンガポール含むASEAN全域における外国人労働者の不当待遇等の問題がある。

企業は、責任あるビジネス行動を実践するために、自らのコミットメントを行動規範や方針表明として提示し、人権デューディリジェンスを行い、問題が起きたときに対処する救済へのアクセスを提示しなければならない。

ASEAN CSR Networkは、パートナー企業を中心とする参加企業同士が、課題の解決策やグッドプラクティスを共有し、意見交換を行う相互学習型の研修を開催している。日系企業の方々にも活用して欲しい。

講演「アジア・太平洋における建設的労使関係の構築に向けて」吉田昌哉氏(国際労働組合総連合アジア太平洋地域組織(ITUC-Asia Pacific: ITUC-AP)書記長)

ITUC-APは、労働組合のナショナルセンターからなる総連合かつ国際労働運動を代表する組織であるITUC（国際労働組合総連合）の地域組織である。ITUC-APは、各国の産業別労働組合組織や労働組合と協働し、労働者からの苦情の解決のための支援を行っている。

持続可能で包摂的な成長を続けるためには、Decent work(働きがいのある人間らしい仕事)の実現が不可欠である。そのためにはグローバルなサプライチェーンに亘り、労使の対話を通じて、適切な賃金、労働環境、男女平等を実現することが必要である。近年サプライチェーンは複雑になり、企業自身がすべてを把握できる状態にない。一部の企業は人権リスクを考慮しないで企業活動を行っているが、取り締まることは難しい。Race to the bottom(底辺への競争)は、労働者や住民の利益を損なうだけでなく、正しいビジネスを行っている企業の利益をも蝕むものである。故に政府が人権を推進している。

最もコストをかけずに、責任あるサプライチェーンの運営、人権デューデリジェンスを実施する方法が、建設的な労使関係の構築とその活用である。労働組合は国際的なネットワークを持っており、問題が起きた場合の救済支援を行っている。企業の皆様には、労働組合を活用し、問題の解決に取り組んでいただきたい。

在ASEAN日系企業アンケート調査から

アジア経済研究所が2017年春に実施した「日系企業の責任あるサプライチェーンに関するアンケート調査」の結果を、井上直美が報告した。本調査から、東南アジア6か国(インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー)での、日系企業のCSR(企業の社会的責任)・サプライチェーンにおける労働・安全衛生・環境に関する方針、サプライチェーンの関係性における人権課題の認識、国特有の課題などが明らかになった。

顕著に現れたのは、日系企業が取引先に対して求め、そして取引先から求められる関係にあることである。日本企業は、自らの持つサプライチェーンの関係性でのレバレッジを活用することで、人々の権利を尊重し、持続的発展に貢献することが可能な立場にある。また、既に取り組んでいる内容を、国際社会で使われている言葉で表し、公開することで、責任あるビジネスの実践を示すことができる。そして、日本企業の価値・理念にもとづいた企業経営の競争力は、より高いものとなる。今企業に求められているのは、責任あるサプライチェーンの「実践」と「公開」である。

パネル・ディスカッション

セミナー後半は、佐藤寛がモデレータを務め、議論を行った。「NGOや市民社会は、Name and Shame(人権侵害を行う企業の実名を、SNSやweb等を使い一般に公開し、消費者等の注意を喚起して彼らからの抗議を醸成する)の手法を使い、人権侵害を行う企業に対し圧力をかけて、企業に改善を求める(例：パーム油の煙害に対するキャンペーン)。企業に対する、消費者や市民社会からの要求は高まる傾向にある」(Melissa氏)「市場における競合他社が、児童労働等を使って商品を安く提供していることが明らかになった場合、労働組合の発言力やレバレッジを活用して状況の改善を求めることができる(例：児童労働を伴うたばこの購買を行わないように、ロンドン市場に働きかける)」(吉田氏)「企業は、NGOや消費者からの苦情をきっかけに、市民社会等と協力した改善を通じ、サプライチェーンの透明性を高め、透明性の高い製品やサービスの調達を好む企業との取引機会を広げることができる」(井上)



参加企業からの声

「中国が東南アジアで台頭した場合に、責任あるサプライチェーンの運営や実践は成り立つのだろうか」と問われ、吉田氏は「中国が主導するアジアインフラ投資銀行の投資でも、人権の重要性が認識されている。投資基準に労働安全衛生方針を組み込むことも検討されている」と回答した。参加企業のアンケート回答では、「サプライチェーン管理のこれまでの動きや現状を知ることができた」「具体的な方策をもっと知りたい」との声が挙がった。シンガポールをはじめとするASEAN地域での事業展開でどのような人権リスクが考えられるかという問いに対しては、宗教・民族にもとづく偏見や軋轢、投資先企業の人権管理、外国人労働者の扱い、マレーシアの人材派遣業者管理が挙げられた。シンガポールにアジア統括拠点を構える日本企業は、ASEAN全域の実態を正しく把握すると共に各国の現況に呼応した取り組みが求められる。(アジア経済研究所 新領域研究センター 法・制度グループ 井上 直美)